

第 1 1 章 給水装置工事の事務手続

第1節 給水装置工事の種別

【基準事項】

給水装置工事は、次に掲げる工事種別に分類する。

1 新設工事

新設工事とは次のいずれかの工事をいう。

- (1) 給水装置が設置されていない土地に新たに給水装置を設置する工事
- (2) 給水装置を設置している土地で、既設給水装置所有者でない者が新たにメーターを設置する工事
- (3) メーターが設置されていない給水装置を設置している土地に新たにメーターを含む給水装置を設置する工事

2 増設工事

増設工事とは次のいずれかの工事をいう。

- (1) 給水装置を設置している土地で既設給水装置所有者が新たにメーターを設置する工事
- (2) 既設メーターの増口径を伴う給水装置工事

3 変更工事

既設メーターの増口径を伴わない給水装置工事をいう。

4 撤去工事

撤去工事とは次のいずれかの工事をいう。

- (1) 給水装置の全部を取り除く工事
- (2) 将来計画がある場合において止水栓等以降を取り除く工事

5 その他

貯水槽水道は、前4項に準ずるものとする。

各給水装置工事の種別の例は次のとおり。

1 新設工事

- (1) 引込管のない更地に給水管を引き込み、家に接続する場合
- (2) 親の家の宅内の給水装置から子の子の家のメーターを接続する場合
- (3) 引込管だけある更地で家に接続する場合
- (4) 給水幹線を含む各区画へ引込管を設置（以下「止水栓まで工事」という。）する場合

2 増設工事

- (1) 既設アパートの所有者が共用散水栓を追加する場合（メーターが増える場合）
- (2) 給水栓の増加により既設13mmのメーターを20mmに増口径する場合
- (3) 一括メーターを各戸メーターに変更することにより追加の加入金が発生する場合
- (4) 留保している加入金の権利より大きいメーターの家を建てる場合

3 変更工事

- (1) 給水栓を1栓増やす場合（メーター増径の場合を除く。）
- (2) 給水栓を1栓減らす場合
- (3) 水道メーターの位置を変更する場合
- (4) 貯水槽水道を直結給水にする場合
- (5) 留保している加入金の権利と同口径のメーターの家を建てる場合

4 撤去工事

- (1) 家を解体し、配水管の分岐部分まで給水装置をすべて撤去する場合
- (2) 建替計画はあるが、とりあえず解体し、建替えが後年次になる場合
- (3) 公共工事等により、メーター以降を撤去し、立ち退かざるを得ない場合

第2節 給水装置工事の申込手続

【基準事項】

- 1 給水装置の新設、増設、変更又は撤去の工事をしようとする者は、あらかじめ所長に申し込み、その承認を受けなければならない。（条例第6条第1項）
- 2 所長が必要があると認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。（条例第6条第2項）
- 3 給水装置の工事、受水槽以下の装置の工事又は自家用設備を給水装置に切り替える工事の申込みをしようとする者は、給水装置工事申込書に必要事項を記載して提出しなければならない。（施行規程第8条）
- 4 給水装置の申込者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利害関係人の同意書を提出しなければならない。
 - (1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。
 - (2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、特別の理由があるとき。（施行規程第9条）
- 5 指定工事業者は、給水装置工事の設計審査を受けるため設計審査に係る申込書に設計図を添えて、所長に提出しなければならない。（指定工事業者規程第14号）
- 6 指定工事業者が行う給水装置工事は、所長の設計審査を受け、かつ、所長の承認を受けた後でなければ工事に着手することができない。（指定工事業者規程第16号）

1 給水装置工事申込書の作成及び提出

申込者は、指定工事業者を選定し、工事の契約を締結する。また、指定工事業者は、次に掲げる書類のうち、申込みに必要な書類を申込者に説明のうえ作成し、その確認を得て事務所に提出し、設計審査を受けること。この際、事務所は、申込みごとに整理番号を付す。

給水装置工事の申込みに関する書類については次のとおり。

(1) 給水装置工事申込書〔様式1号〕

申込者名、指定工事業者名及び必要な事項を記入し、押印したもの

(2) 給水装置工事承認書〔様式2号〕2部提出

配管図、使用材料等を記入したもの

(3) 器具給水負荷単位表〔様式9号、様式10号〕

給水器具の個数及び負荷単位を記入したもの

(4) メーター確認書〔様式14号〕

既設メーターの口径及び個数を記入したもの

既設メーターはあるがメーター確認書の提出が不要な場合は次のとおり。

- ア 既設メーターを臨時で使用する場合
- イ 給水装置をすべて撤去し、加入金の権利を放棄する場合
- ウ その他所長が不要と認める場合

(5) 利害関係人の同意書等

申込者は、所長が必要があると認める場合は、次に掲げる書類を提出する。

- ア 支管分岐等承諾書（給水装置工事申込書〔様式 1 号〕の支管分岐等承諾欄）
他人の給水装置から分岐して給水装置を設置又は分岐してある給水装置を撤去しようとするときの、当該給水装置所有者からの支管分岐等承諾書又はこれに代わる書類
- イ 土地等使用承諾書（給水装置工事申込書〔様式 1 号〕の土地等使用承諾欄）
他人の所有地又は家屋内に給水管を布設しようとするときの、当該土地又は家屋所有者からの土地等使用承諾書又はこれに代わる書類

(6) 給水装置工事に係る誓約書〔様式 1 3 号〕

提出が必要な場合は次のとおり。

- ア 直結直圧方式で 3 階以上に給水する場合
- イ 口径 4 0 mm 以下のメーターの位置が、宅地内に最初に設ける止水栓等から奥に 2 m、左右に 5 m 以内の宅地内に設置しない場合
- ウ 口径 5 0 mm 以上のメーターの位置が、宅地内に最初に設ける仕切弁から 5 m 以内の宅地内に設置しない場合
- エ 口径 5 0 mm 以上のメーターから 1 5 m 以内に隔測表示板を設置できない場合
- オ プールに直結方式で給水する場合
- カ 病院等において直結直圧方式で給水する場合
- キ 3 階建築物の屋上に太陽熱温水器等を設置する場合
- ク 所有者不明管から分岐する場合

(7) 給水装置所有者変更届〔様式 1 5 号〕

既設給水装置の所有者を変更する場合

(8) 止水栓まで工事に係る誓約書〔様式 1 2 号〕

止水栓まで工事を申し込む場合

(9) 水圧測定記録台帳〔様式 2 7 号〕

3 階以上に直結方式で給水する場合

(10) 加入金留保届〔様式 1 6 号〕

後年次に建築計画があるときに一時的にすべての給水栓を撤去する場合

(11) 加入金権利充当確認書〔様式 1 7 号〕

既設宅地を区画割する場合において、既設の加入金の権利を分割し、各区画等に割り当てる場合

(12) 貯水槽水道を設置する場合

ア 貯水槽水道設置届〔様式 5 号〕 2 部

受水槽方式又は併用方式により給水装置工事を申し込む場合に、貯水タンクの各容量、寸法、附帯設備がわかる図面を添付して届け出るもの

イ 設備管理責任者選定届〔様式 1 1 号〕

貯水槽水道の維持管理を適正に行うため、受水槽の有効容量が 1 0 m³以上の場合に設備管理責任者を選定して届け出るもの

ウ 貯水槽水道に関する確認書〔様式 6 号〕

貯水槽水道の維持管理を適正に行うためのもの

エ 請書〔様式 7 号〕

貯水槽水道の各戸にメーターを設置し、各戸検針、各戸徴収を希望するときに、所長が別に定める条件を請ける旨を明記して提出するもの

(13) その他所長が必要であると認めるもの

2 用紙

(1) 給水装置工事の申込みに係る書類に使用する用紙の大きさについては、様式 1 号及び様式 2 号は、日本産業規格 B 列 4 番とし、その他は同 A 列 4 番とする。

(2) 紙厚については、一般用紙（7 0 g/m²程度）を標準とする。

(3) 給水装置工事承認書に配管図が記載不能な場合は、図面を別紙とし、日本産業規格角 2 サイズの封筒に入れること。この場合の図面の大きさについては任意とする。

3 給水装置工事の承認

(1) 給水装置工事の承認は、受付日から 7 営業日以内に行うものとする。ただし、次に掲げる事項に係る場合は、受付日を各確認日に読み替えるものとする。

ア 加入金の納入を必要とする場合は、その納入を確認した日

イ 開発地給水申請に係る場合は、開発地配水設備金の納入を確認した日

ウ 給水装置工事申込書に不備事項がある場合は、不備事項の改善を確認した日

(2) 所長は、給水装置工事の承認をした後、給水装置工事申込書及び給水装置工事承認書に整理番号を記入し、承認印を押印したものを、指定工事業者へ返却する。

4 給水装置工事の施行

指定工事業者は、前項の承認書に基づき、給水装置工事ごとに指名した主任技術者の指導監督のもとに、当該工事を施行すること。

第3節 臨時用水

【基準事項】

- 1 臨時用水とは、給水装置を新設又は改造して、建設工事等一時的に水道を使用するものをいう。
- 2 臨時用水は、使用目的及び使用期間が明確であること。
- 3 臨時用水は、加入金を徴収しない。

1 臨時用水の条件

- (1) 建設工事等一時的に水道を使用するものとは、工事現場、サーカス、仮選挙事務所等で、使用目的及び使用期間（原則2年間以内とする。）が明確なものをいう。
- (2) 臨時用水を申し込む場合、新設又は改造工事と撤去工事の給水装置工事申込書は同時に提出する。ただし、既設止水栓があり、給水栓が1栓の場合は、臨時工事竣工及び給水開始届〔様式18号〕（以下「臨時開始届」という。）に付近見取図及び配管図を添付することで、申込書に代えることができる。

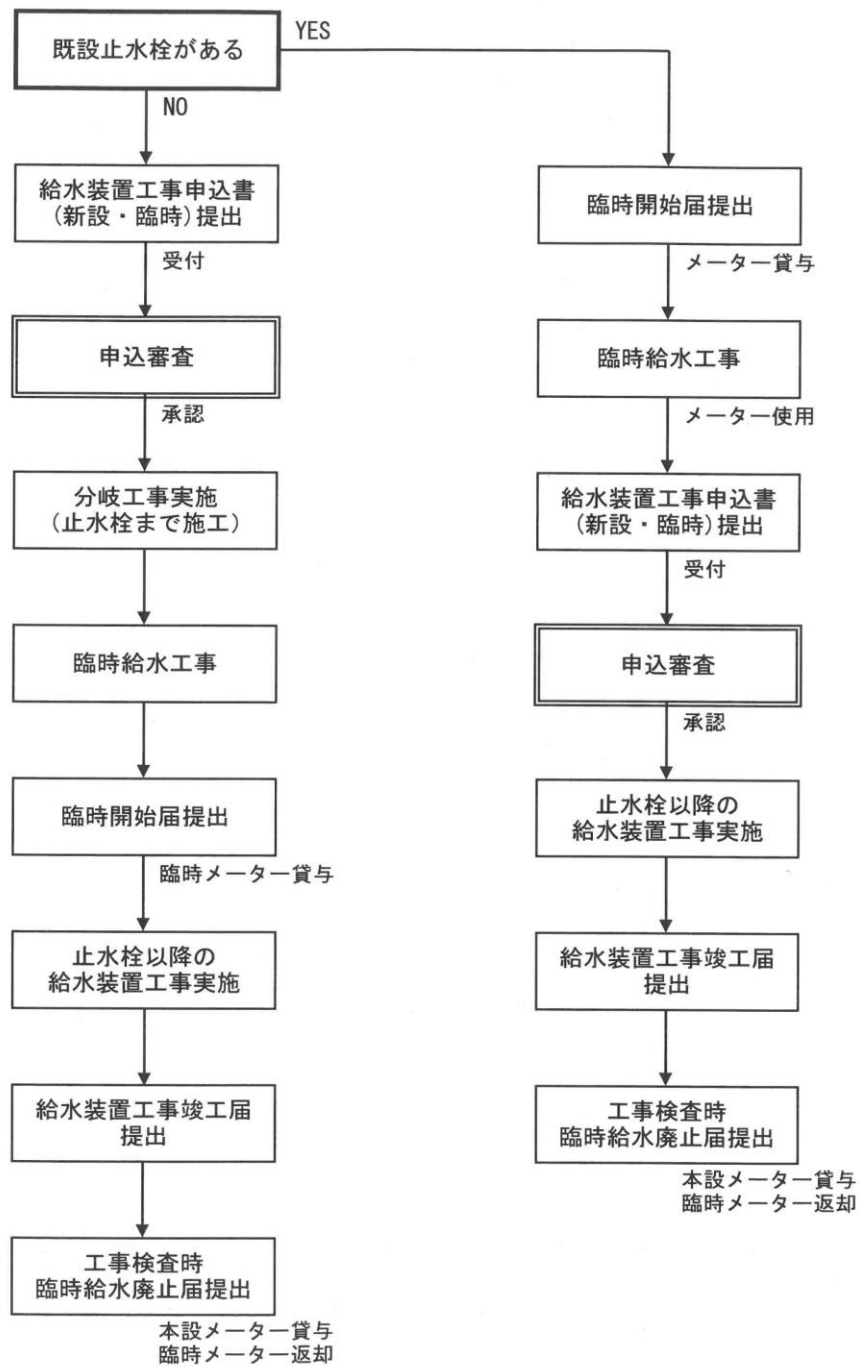
2 臨時用水の申込手続

- (1) 臨時用水の申込手続については、この節によるもののほか第2節の定めによる。
- (2) 臨時用水の用途に応じて次のフロー図に基づき申込みを行うこと。

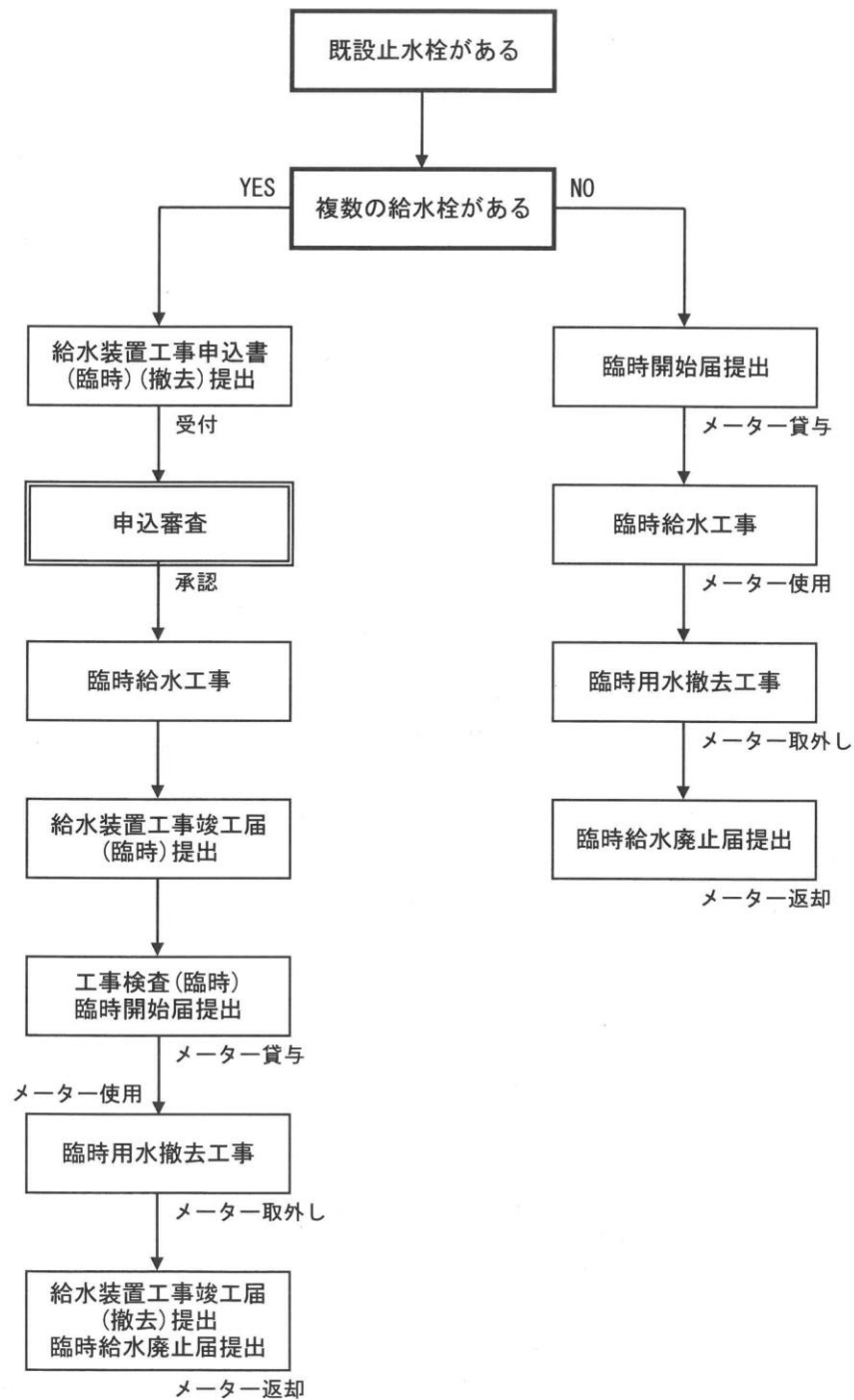
3 臨時メーターの貸与

- (1) 給水装置工事申込書により臨時用水を申し込んでいる場合は、工事検査合格後、臨時開始届と引き換えに臨時メーターを貸与する。
- (2) 既設止水栓があり、給水栓が1栓の場合で、臨時開始届により臨時用水を申し込む場合は、臨時開始届と引き換えに臨時メーターを貸与する。なお、貸与する臨時メーターは、原則として口径13mmのロングタイプとする。
- (3) 前号におけるメーターの設置日は、メーターの貸与日又はその翌日とする。ただし、貸与日の翌日が閉庁日の場合は、設置日を次の開庁日まで伸ばすことができる。同様に臨時の廃止の場合は、廃止日をメーター返却日又はその前日とし、返却日の前日が閉庁日の場合は、直前の開庁日までにするものとする。
- (4) 既設メーターを臨時メーターとして使用する場合については、既設メーターのメーター番号、指針、検満年月がわかる写真を臨時開始届に添付すること。ただし、既設メーターが使用中の場合は、臨時メーターとして使用することができない。
- (5) メーターを亡失又は毀損した場合は、条例の規定により弁償しなくてはならない。

例 1 （新設等の給水装置工事を伴う場合）



例2 (仮設工事のみの場合)



4 臨時用水の撤去

臨時用水の使用を終了するときは、次に掲げる処置を行う。

- (1) 給水装置工事申込書により臨時用水を給水していた場合は、給水装置工事竣工届及び臨時給水廃止届〔様式 19 号〕を提出し、臨時メーターを返却する。なお、既設メーターを臨時メーターとして使用していた場合は、メーター番号、廃止指針がわかる写真を併せて提出すること。
- (2) 臨時開始届だけで臨時用水のメーターを使用していた場合は、臨時給水廃止届〔様式 19 号〕を提出し、臨時メーターを返却する。なお、既設メーターを臨時メーターとして使用していた場合は、メーター番号、廃止指針がわかる写真を併せて提出すること。

5 その他

第 2 章第 4 節に規定するメーター口径の決定について、臨時メーターの使用期間が 3 日以内の場合で、かつ所長が認めた場合は、この限りでない。

第4節 加入金

【基準事項】

- 1 給水装置を新設し、又はメーターの口径を増径する者は、メーターの口径の区分に従い、別の表に掲げる額を加入金（以下「加入金」という。）として納付しなければならない。この場合において、メーターの口径を増径する者が納付すべき加入金の額は、新口径に係る加入金の額と旧口径に係る加入金の額との差額に相当する額とする。（条例第34条第1項）
- 2 加入金は、工事申込みの際納付しなければならない。ただし、所長が特別な理由があると所長が認めるものについては、工事申込み後、納付することができる。（条例第34条第2項）
- 3 既納の加入金は還付しない。ただし、工事を中止し、又は変更した場合においては、還付することができる。（条例第34条第3項）

加入金の差額等の算定は、当該申込者の名義が既設給水装置所有者と同一の場合に限るものとし、当該給水装置工事のメーターの個数及びその統合、分割にかかわらず旧口径に係る加入金の合計額の範囲内でできる。ただし、差額計算は、1申込み当たり1回限りとし、端額の権利留保はできない。また、所長の都合により、撤去工事を先行施行した場合は、加入金の差額充当の権利を、撤去を施行した日から10年の間、留保することができる。

各口径の加入金の金額については、加入金額表のとおりとし、加入金の算定にあたっては、次に掲げるところによる。

加入金額表（令和元年10月1日現在）

メーター口径(mm)	加入金額(円)
13	66,000
20	132,000
25	198,000
40	660,000
50	1,188,000
75	3,300,000
100	6,600,000
150	17,820,000
200	35,640,000
250	62,370,000
250を超えるもの	所長が別に定める額

（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

- 1 給水装置を新設し、又は増設してメーターを設置する場合、メーターの口径の区分及びその個数により徴収する。
- 2 各戸検針、各戸徴収を希望し、所長が別に定める条件を満たすもので、貯水槽水道にメーターを設置する場合、メーターの口径の区分及びその個数により徴収する。
- 3 メーターの口径を増径する場合、新口径に係る加入金額と旧口径に係る加入金額との差額を徴収する。
- 4 1個のメーターで2戸以上の使用水量を計量しているものを、各戸メーターに切り替える場合、切替後の各戸メーターの口径ごとに計算した加入金額の合計額と切替前のメーター口径に係る加入金額との差額を徴収する。
- 5 貯水槽水道において、一括メーターから各戸メーターへ切り替える場合、各戸メーターの口径ごとに計算した加入金額の合計額と一括メーターに係る加入金額との差額を徴収する。

また、平成4年7月以前の給水装置で親メーター分の加入金を支払い、各戸検針及び各戸徴収している場合において、各戸メーターの口径ごとに計算した加入金額の合計額が親メーターを上回っている場合は、各戸メーターの口径ごとに計算した加入金額の合計額を既設加入金として認めるものとする。
- 6 土地区画整理事業によって立ち退きをした給水装置所有者が他の場所へ給水装置を新設又はメーターの口径を増径するときは、同時申込みであるかどうかにかかわらず、土地区画整理事業により立ち退きをしたことを証明する官公庁発行の書類を提出した場合に限り、新口径に係る加入金額と立ち退き以前のメーターの口径に係る加入金額との差額を徴収する。

なお、立ち退きをする場所の給水装置の撤去工事の手続きは、速やかに行うこと。
- 7 既設メーターの口径を同一口径以下とする場合、徴収しない。
- 8 既設メーターの口径を減径し、その後再び増径する場合、増径するメーターの口径に係る分担金額と減径したメーターの口径に係る加入金額との差額を徴収する。
- 9 新設する給水装置であって、建設工事等一時的に水を使用する期限の定められた特定目的の臨時用給水の場合、徴収しない。
- 10 私設消火栓又は防火水槽を設置する場合
 - (1) 消火用のみに使用し、メーターを設置しないものは徴収しない。ただし、私設消火栓に封印をする。
 - (2) 同一メーターを経由して私設消火栓が設置されている場合又は設置する場合において、消防署の要請によりメーターの口径を増径するときは、消防署からの指示書を提出させ、私設消火栓に起因する増径分について、加入金の2分の1に相当する額を減額して徴収する。
- 11 所長が承認した既設買付メーターの増径等の場合、一般メーターと同様に扱う。

- 12 所長の都合により、メーター口径を減径して設置しているメーターを増径する場合、新口径に係る加入金額と減径前のメーターの口径に係る加入金額との差額を徴収する。
- 13 所長は、加入金の納付について特別の理由があると認めるものについては、工事申込後において所長が指定する日までに納付させることができる。この場合、加入金の納付が確認されるまで、給水装置工事を承認しない。
- 14 給水栓のすべてを撤去する場合、メーターを返却し、既設引込管を撤去閉栓する必要があるが、当該土地の将来計画があるうえで給水栓のすべてを撤去する場合で、加入金留保届〔様式16号〕を提出したときに限り、当該既設メーターに係る加入金を留保することができる。
- 15 既設給水装置が設置してある土地を分割する場合は、既設給水栓をすべて撤去する場合に限り、既設加入金の権利をメーター口径の加入金に応じ、それぞれの土地に分割することができる。その場合は、加入金権利充当確認書〔様式17号〕を提出しなくてはならない。
- 16 既納の加入金は還付しない。ただし、工事を中止し、又は工事の変更により、当該加入金が減額した場合においては、加入金還付願〔様式20号〕を提出した場合に限り、還付することができる。

第5節 手数料

【基準事項】

- 1 所長は、給水装置工事の設計審査又は工事検査を申し込む者から、別に定める額の手数料を申込みの際徴収する。ただし、所長が特別の理由があると認めるものについては、申込み後、徴収することができる。（条例第35条第1項）
- 2 既納の手数料は、これを還付しない。（条例第35条第2項）

1 手数料算定の基本項目

所長は、給水装置工事の設計審査又は工事検査を申し込む者から、当該給水装置工事に使用する給水管の最大口径に係る区分に従い、手数料表に定める額の手数料を徴収する。

手数料表

区分（1給水装置につき）	設計審査手数料	工事検査手数料
給水管等の最大口径が25mm以下のもの	500 円	800 円
給水管等の最大口径が25mmを超え50mm以下のもの	1,000 円	1,600 円
給水管等の最大口径が50mmを超え75mm以下のもの	2,000 円	2,400 円
給水管等の最大口径が75mmを超えるもの	2,900 円	3,200 円

2 手数料の算定方法

- (1) 配水管から分岐新設する工事は、1給水装置工事として申し込み、1工事分を徴収する。
- (2) 給水幹線を伴う止水栓までの工事は、1給水装置工事として申し込み、1工事分を徴収する。
- (3) 給水幹線を伴わない止水栓まで工事は、各区画への引込数が給水装置工事数となるため、引込数分を徴収する。
- (4) 道路内の既設給水管から分岐新設する工事は、分岐ごとに1給水装置工事として申し込み、1工事分を徴収する。
- (5) 1給水装置内での増設、変更工事は、この装置内での分岐箇所に関係なく、1申込書で1工事分を徴収する。
- (6) 同一申込者が、2戸以上の新設工事を申し込む場合、1箇所からの分岐で、共通の給水管も含めて、1給水装置工事として申し込むときは、1工事分を徴収する。
- (7) 1つの引込給水管から所有者が異なる2つのメーターを設置する場合は、申込書を分ける必要があるため、それぞれ1工事分を徴収する。

- (8) 貯水槽水道を設置又は変更する工事を申し込むときは、1 給水装置工事として扱い、1 工事分を徴収する。
- (9) 撤去工事を申し込む場合、徴収しない。
- (10) 分岐替えの場合は、旧給水引込管と新給水引込管が存在することとなるが、旧引込管は撤去されるため撤去工事とみなし、1 工事分を徴収する。
- (11) 臨時開始届による臨時用水の申込みの場合は、徴収しない。
- (12) 既納の手数料は還付しない。ただし、事務所の責による手数料の変更等がある場合は、この限りでない。

第6節 工事の変更

【基準事項】

給水装置の承認を受けた内容に、変更事項が生じた場合は、所長に届け出なくてはならない。

- 1 給水装置工事の承認を受けた内容に変更事項が生じた場合は、給水装置工事変更届〔様式21号〕（以下「工事変更届」という。）を所長に提出しなくてはならない。ただし、次に掲げる変更事項は除くものとする。
 - (1) 器具給水負荷単位が増減しない屋外水栓の増減
 - (2) 器具給水負荷単位が増減しない給湯水栓の増減
 - (3) 分岐位置、止水栓、メーター及び配管経路を含む給水栓の位置の変更（分岐方法又は分岐する配水管の変更等の大幅な計画変更は除く。）
- 2 当該変更事項の内容により、給水装置工事の承認を受けたときの加入金額に追加して加入金を納付する必要がある場合は、工事変更届の受付後、速やかに追加の加入金を納入しなくてはならない。

この場合、所長は追加の加入金の入金を確認してから工事変更届を承認すること。
- 3 当該変更事項の内容により、給水装置工事の承認を受けたときの加入金から加入金を還付する必要がある場合は、加入金還付願〔様式20号〕を所長に提出しなくてはならない。
- 4 工事変更届と給水装置工事竣工届の同時受付は認めない。よって所長は、給水装置工事の承認を受けた内容に変更事項が生じた場合の給水装置工事竣工届は、工事変更届の決裁後でないと受け付けてはならない。

第7節 竣工届及び水道メーターの貸出し

【基準事項】

- 1 指定工事業者は、給水装置工事の完了後、速やかに当該工事に係る届出書を所長に提出し、工事検査を受けなければならない。(指定工事業者規程第17条第1項)
- 2 メーターは、原則として、指定工事業者が給水装置工事竣工届及び給水装置工事検査願等を水道局へ提出し、工事検査に合格した後に申込者に貸し出すものとする。

1 工事完了の届け出

指定工事業者は、給水装置工事完了後、当該給水装置工事に係る主任技術者のもとで、給水装置の構造及び材質の基準適合、工事の施行状況の確認並びに水圧検査（新設管は、1.75MPa、1分間以上、既設管は、0.75MPa、10分間以上）の自主検査を行い、申込者の了承を得て、竣工書類等を作成し、水道局へ提出する。

2 メーターの貸出し

メーターは、指定工事業者が竣工書類等を水道局へ提出し、所長の工事検査に合格した場合に申込者に貸し出す。ただし、次の条件のいずれかに該当する場合は、工事検査の5営業日前に竣工書類等を提出したときに限り、所長は、メーターを先行的に貸し出すことができる。

- (1) 1給水装置の水道メーターが3つ以上ある場合
 - (2) 自家用給水設備から切り替える場合
 - (3) 受水槽方式で一括メーターを設置する場合
 - (4) 口径50mm以上のメーターを設置する場合
 - (5) その他やむを得ない事情があると所長が認めた場合
- 3 前項第2号及び第3号に該当する場合は、竣工書類等に併せて水道使用開始届を提出しなくてはならない。

第8節 工事検査

【基準事項】

- 1 指定工事業者は、給水装置工事の完了後、速やかに当該工事に係る届出書を所長に提出し、工事検査を受けなければならない。(指定工事業者規程第17条第1項)
- 2 指定工事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて所長の検査を受けなければならない。(指定工事業者規程第17条第2項)
- 3 所長は、指定工事業者が施行した給水装置に関し、法17条第1項の規定による給水装置の検査を実施するに当たり、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る主任技術者の立会いを求めることができる。(指定工事業者規程第18条)

1 工事検査

- (1) 指定工事業者は、当該給水装置工事の工事が完了したときは、速やかに、所長に竣工書類を提出しなければならない。
- (2) 所長は、竣工書類等に基づき書類検査を行い、指定工事業者は、書類検査合格後、現地検査の予約をとること。なお、現地検査は、地区ごとに検査曜日が指定されていることから、主任技術者は検査日程について、施主又は関係者と調整しておくこと。ただし、祝日、引渡し又は申込者の都合により検査曜日に工事検査を受け難い場合で所長が認めた場合に限り、検査曜日以外に工事検査を受けることができる。なお、地区ごとの検査曜日は次のとおり。
月曜日ー西条地区、黒瀬地区
火曜日ー八本松地区
水曜日ー志和地区、福富地区、西条地区
木曜日ー高屋地区、河内地区
金曜日ー西条地区、安芸津地区
- (3) 指定工事業者は、原則として書類検査が不合格の場合は、現地検査を受けることができない。
- (4) 指定工事業者は、当該給水装置工事の内容及び給水装置の構造及び材質の基準適合について説明できる主任技術者を立ち会わせ、工事検査を受けること。
- (5) 所長は、当該給水装置の現地検査を行い、原則として工事検査合格後メーターを貸し出し、当該給水装置工事の主任技術者にメーターを設置させる。

2 検査内容

主な検査内容は以下のとおり。

(1) 書類検査

検査項目	検査確認内容
検査願	・ 指定工事業者の記名押印確認 ・ 主任技術者及びチェック者の記名確認 ・ 当該給水装置工事の該当項目すべての指定工事業者のチェック確認 ・ 予約した工事検査日時の記入確認
竣工届	・ 申込者の住所氏名の記入押印及び工事場所の記入確認 ・ 指定工事業者の記名押印確認 ・ 主任技術者の記名押印確認及び申込時との整合確認 ・ 給水方法のチェック確認 ・ 排水設備等計画確認番号の記入確認（公共下水道に接続する場合） ・ 工事完成日の記入確認 ・ 使用材料の適正確認 ・ 止水栓の設置位置の写真確認（分岐がある場合） なお、目標物からの距離をスタッフ等で明示すること。 ・ メーターの設置位置の写真確認 なお、目標物からの距離をスタッフ等で明示すること。 ・ メーター二次側から給水栓までの水圧試験写真確認 （新設管：1.75MPa、既設管：0.75MPa） ・ 分岐位置がわかる写真確認（分岐がある場合） なお、目標物からの距離をスタッフ等で明示すること。 ・ 分岐部の拡大写真確認（分岐がある場合） ・ 竣工平面図と申込平面図の整合確認 第6節第1項ただし書きによる変更事項がある場合は、図面の余白に変更事項を記入し、負荷単位表を添付すること。 ・ 平面図と立面図の整合確認（3階以上） ・ 分岐部のオフセットの記入確認（分岐がある場合） ・ 隣接地との境界の記入確認（全方位） ・ 給湯器の品番の記入確認
その他	・ 分岐穿孔チェックシートの確認（職員の分岐立会がない場合） 添付の穿孔工事写真の確認 ・ 使用開始ハガキ確認（メーターを先行出庫する場合） ・ 既設メーターの入庫（メーターを撤去する場合） 使用状況が「中止」になっていることを確認

(2) 現地検査

① 屋外検査

検査項目	検査内容
分岐部	・ 段差なく路面復旧されていること。(区画線含む)
止水栓	・ 平面図の設置位置と現地の設置位置の整合 ・ ボックスの高さが地表と段差がないこと。(GL+0～2cm) ・ 土に埋もれていないこと。 ・ スピンドルの位置がボックスの中心にあること。
メーター	・ 平面図の設置位置と現地の設置位置の整合 ・ ボックスの高さが地表と段差がないこと。(GL+0～2cm) ・ ボックスの蓋裏プレートに指定工事業者名及び竣工年月の記入があること。 (新設の場合又は増設等でメーターボックスの取替えを行った場合) ・ メーターが検針、取替に支障がない深さであること。 ・ 伸縮止水栓が逆止弁付であること。(新設又は増径した場合) ・ 伸縮止水栓の傾きがなく、操作に支障がないこと。 ・ ボックス内の露出配管部は保温材で保護していること。(耐寒用を除く。) ・ メーター用保温カバーを設置していること。(P S に設置している場合) ・ 電熱ヒーターを設置していること。(P S 設置で耐寒扉ではない場合)
受水槽	・ 吐水口とオーバーフローの位置関係を確認(吐水口空間) ・ ドレン及びオーバーフロー管の排水口空間の確保(150mm以上) ・ 定流量弁、定水位弁、ストレーナの設置確認 ・ 定流量弁の設定値が設置届の値と合致しているか確認
その他	・ 露出配管は、保温材で保護してあること。 ・ 竣工図の給湯器の品番と現地の給湯器の品番の合致確認。 ・ 自家用給水設備がある場合、クロスコネクションがなされていないこと。 ・ 逆流防止のため、吐水口空間がとれていること。(池、プールなど)

② 屋内検査

検査項目	検査内容
配管	・ 通水時に振動、異音等がないこと。 ・ 逆流防止のため、吐水口空間がとれていること。(浴槽など)
給水用具	・ 各給水器具がメーター経由であることをパイロットで確認すること。 ・ 竣工図と位置、種類、数量が整合していること。 ・ ガタツキがないこと。 ・ できる限り性能基準適合品であることを確認すること。 ・ 通水時に振動、異音等がないこと。

③ その他検査

検査項目	検査内容
水質検査	・遊離残留塩素計測器等で0.1mg/L以上であることを確認すること。 ・臭気、味、色、濁りがないことを確認すること。
開始届	・メーター情報を記載した水道開始届が台所等に設置してあること。 (新設等の場合)

3 中間検査

大規模な給水装置工事など、部分的に工事が完了し、完了した部分の水道の使用を望む場合は、中間検査を行う。検査内容は、工事検査に準じるものとする。

未完成部分は、改めて工事検査を行うこととなる。

4 指摘事項

工事検査において、工事の施行、提出書類等に修正等の指摘事項があった場合は、「工事検査指摘事項通知書」〔様式23号〕により処理する。この場合、指定工事業者は、直ちに手直し等を行い適正に処理すること。

5 瑕疵責任

給水装置工事（貯水槽水道の工事を含む。）は、それぞれ施工方法が異なる受注工事であり、当該装置の大部分は、地中又は壁中に埋設されるため、引渡しの時点で、申込者又は請負建築業者等が、すべての装置について、瑕疵のないことを確認することは非常に困難な性質を有している。

このため、指定工事業者は給水装置工事が完了し、申込者又は請負建築業者等に当該装置を引き渡した後において、自己の原因による瑕疵又はその瑕疵による損害が発生したときは、責任をもって速やかに当該瑕疵の補償又は損害の賠償を行うこと。

また、平素から迅速な対応を行うため、当該装置の引渡し時には、所有者又は使用者が、緊急時等に速やかに連絡を取ることができる措置を講じるなど、万全な体制を設けるよう心がけなければならない。

第9節 給水装置工事の申込みの取下げ

【基準事項】

給水装置工事の申込後に、工事中止又は設計変更等のために当該工事を取り下げる場合は、「給水装置工事申込み取下げ届」〔様式24号〕を所長に提出しなければならない。

- 1 給水装置工事の申込後に工事中止又は設計変更等のために当該工事を取り下げる場合、加入金の還付が生じるものは同時に加入金還付願〔様式20号〕を提出すること。
- 2 給水装置工事の申込みを行った後、5年を経過してもなお工事の承認をしていないものは、工事を取り止めたものとみなし、当該給水装置工事申込書等を指定工事業者に返却する。この場合、既納の手数料は還付しない。
- 3 当該給水装置工事の申込みに係る施行した給水装置工事がある場合は、給水装置工事申込みを取り下げることができない。ただし、所長が認めた場合は、この限りでない。